

瑞穂市営住宅条例の一部を改正する条例（案）の概要について

1. 条例改正の趣旨

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」による公営住宅法（以下「法」という。）の一部改正に伴い、瑞穂市営住宅条例（以下「条例」という。）に入居者資格（入居収入基準）及び整備基準を規定するものです。

2. 公営住宅法の一部改正の概要

(1) 入居収入基準

- ・入居収入基準とは、公営住宅に入居する資格のうち、収入の基準金額及び裁量世帯の対象要件を定めるもので、従来、公営住宅法施行令（以下「政令」という。）で規定されてきましたが、法改正により下記の内容を条例で定めることとなりました。

① 基準金額

一般世帯は月収158,000円を参酌基準とし、裁量世帯は月収259000円以下の金額で、事業主体が条例で定めます。

② 裁量世帯の対象要件

高齢者、障がい者、子育て世帯等、特に居住の安定を図るべき世帯を事業主体が条例で定めます。

(2) 整備基準

- ・公営住宅を整備する際の基準を定めるもので、従来は国土交通省令（以下「省令」という。）に従い整備するものとされていましたが。省令の基準を参酌して条例で定めることとなりました。

※いずれも、平成25年3月31日までの経過措置があります。

3. 条例改正（案）の内容

(1) 入居収入基準

- ・現行は、一般世帯が月収158,000円以下、裁量世帯が月収214,000円以下としており、更なる基準金額の引き上げや対象要件の拡大を行うことは、公営住宅法本来の趣旨である、低額所得者の入居機会の妨げになる恐れがあるため、本市においては従前どおりとして、基準金額を規定します。

※ 月収214,000円とは、「総務省家計調査データ（平成16年）」を用いて算出した、世帯収入の低い方から数えて、2/5番目（40%）に該当する世帯の収入に相

当する金額。

なお、月収158,000円は、1/4番目（25%）に、月収259,000円は、1/2番目（50%）にそれぞれ該当する世帯の収入に相当する金額。

(2) 市営住宅の整備基準

・参酌基準である公営住宅等整備基準（平成10年4月21日建設省令第8号）は、公営住宅の整備に関して求められる基本的な方針・技術的基準を定めたものであり、本市としては、これらの方針に沿って市営住宅の整備を行うことが適切であると判断するとともに、本市における特別な事情により別の方針を追加する必要がないと判断するため、省令の基準と同内容として整備基準を規定します。

4. 施行予定日

平成25年4月1日